

平成24年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

1 開催日時 平成24年7月13日(金) 午前10時から午前12時まで

2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室

3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長 植木 英治(高松大学経営学部教授, 香川大学名誉教授)

委員 紀伊 雅敦(香川大学工学部准教授)

〃 柴田 潤子(香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授)

〃 藤本 英子(弁護士)

※欠席委員 佃 昌道(学校法人 四国高松学園理事長) 所用により欠席

(2) 市側出席者

城下財政局長, 好井財政局次長(契約監理課長事務取扱), 細川上下水道局次長(企業総務課長事務取扱), 石垣都市整備局次長(道路課長事務取扱), 金本都市整備局次長(建築課長事務取扱), 山下消防局次長(総務課長事務取扱), 河合技術検査室長, 滝井財務管理課財産契約室長, 市原財務管理課財産契約室主幹, 西村水道整備課長, 西山水道整備課長, 熊野総務課新設統合校整備室長, 森田契約監理課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 「高松市入札監視委員会条例」の制定について

事務局より, 本年7月1日より施行された「高松市入札監視委員会条例」および「高松市入札監視委員会条例施行規則」についての説明を受けた。

(2) 委員長の選出等について

「高松市入札監視委員会条例」の施行に伴い, 引き続き, 植木委員が委員長に, 佃委員が委員長職務代理に就くことについて, 委員の承認を得た。

(3) 委員会の運営について

「高松市入札監視委員会条例の運用細則(案)」についての説明を受け, 委員の承認を受け, 本日より運用することに決定した。

(4) 報告

ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

(ア) 工事等の発注状況について

平成24年1月から4月までの工事および建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 24件 公募型指名競争入札 53件 随意契約 1件

合計 78件 約37億9,948万円

建設コンサルタント業務など

公募型指名競争入札 8件 随意契約 13件

合計 21件 約6,958万円

(4) 指名停止の状況について

平成24年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 1社

(5) 審議（抽出事案について）

平成24年1月から4月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、次の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

ア 塩江地区小中学校建設工事

一般競争入札 建築一式工事

イ 木太町口径100, 150, 200, 300mm配水管布設工事

一般競争入札 水道施設工事

ウ 東部処理分区下水道管更生工事（12工区）

公募型指名競争入札 土木一式工事

エ 南部中央線道路橋梁測量設計業務委託

公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント業務

オ 高松市消防救急デジタル無線（共通波）施設整備実施設計業務委託

随意契約 土木関係建設コンサルタント業務

(6) その他

- ・「市営住宅内樹木伐採等工事」に係る経過と再発防止に向けた対応について
- ・次回の会議の日程 10月

5 質疑応答（要旨）

質 問	回 答
「塩江地区小中学校建設工事」 ・総合評価落札方式簡易型Aタイプが適用された本案件の「評価の視点」中、「施工計画」の「周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性」は、どのように評価したのか。	・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針準用各工程における各論の実施により、『騒音振動対策』および公共建築工事標準仕様書に記載されている『粉塵対策』について、各応札者から提出された施工計画を審査し、評価基準に基づき評価したものである。

<p>・高松市の総合評価落札方式における各評価項目や配点等を、業者は承知しているのか。</p> <p>「木太町口径100, 150, 200, 300mm配水管布設工事」</p> <p>・本案件については、最低制限価格と同価の入札が10社中、7社もあるが、この価格でも利益が見込めるといことは、予定価格の設定自体が、高額なのではないか。</p> <p>・本案件については、「くじ」により落札候補者を決定しているが、この「くじ」による抽選は、どのように行われているのか。</p>	<p>・総合評価落札方式の試行要領や加算点算定基準などの関係資料は、本市ホームページに掲載し周知に努めていることから、業者は、当然にこれらを承知の上、応札いただいていると認識している。</p> <p>・予定価格の積算に当たっては、国・県の基準に基づく標準歩掛を使用しており、本案件についても、これらに基づき積算し、予定価格を設定したものである。</p> <p>・複数の業者が、最も安価な入札価格を提示した場合、本市では電子入札システムによる「電子くじ」を行っている。 この「電子くじ」による抽選は、応札者が入札時に入力した3桁の「くじ申込番号」や応札順などを基に、電子入札システムにより、無作為に落札者もしくは落札候補者を決定するものであり、開札者側の恣意性が介在する余地が全く無い仕組みとなっている。</p>
<p>「東部処理分区下水道管更生工事（12工区）」</p> <p>・抽出事案イにおいては、最低制限価格と同価の入札が複数社あったにもかかわらず、本案件においては、入札金額にバラつきがある。その理由は何か。</p>	<p>・本案件は予定価格が事後公表であることに加え、当該案件の予定価格積算において、標準歩掛の他に、一部、見積りに基づく単価を採用していたことから、応札者側の積算に差が生じ、結果として、入札金額にバラつきがでたものと考えられる。</p>

<p>・本案件については、応札段階で、高松市発注の工事を2件受注している業者が見受けられるが、いわゆる「手持ち工事件数」の制限についての市の運用を問う。</p> <p>「南部中央線道路橋梁測量設計業務委託」</p> <p>・本案件のように、履行期間が年度を超える場合は、どのような予算措置になるのか。</p> <p>「高松市消防救急デジタル無線（共通波）施設整備実施設計業務委託」</p> <p>・本案件を随意契約とした理由は何か。</p> <p>・一者随意契約の場合、予定価格の範囲内の額が提示されるまで、何度も見積徴取を行っている案件が多いと思う。本案件については、初回の見積徴取で業者決定に至っているが、予定価格の設定は妥当であったのか。</p>	<p>・高松市では、受注機会の均等を図る観点から、随意契約の案件等を除き、原則として、契約監理課発注案件については上限3件、上下水道局発注案件については上限2件の受注制限を課している。</p> <p>・市議会での繰越承認等を経た後、繰越予算により予算執行を行うこととなる。</p> <p>・当該業者は、本案件に先立つ、基本設計業務を受託した者であるが、本実施設計業務は、当該基本設計業務と極めて密接に関連する部分があったこと、さらには、財源的な制約から、当該業務の年度内履行が必須条件であったことなどから、当該業者と一者随意契約を締結したものである。</p> <p>・当該案件の積算に当たっては、他の案件と同様に、統一の積算基準に基づき行っており、また、他のコンサルタント業務における落札率と比較しても、妥当な額であったと認識している。</p>
--	--